

○財務省告示第二百八十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十六年八月二十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年九月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（四十年）（第七

回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

利回りを競争に付して行われる

入札（以下「利回り競争入札」と

いう。）による発行（以下「利

回り競争入札発行」という。）及

び利回り競争入札の募入の決定

をした後に行われる入札であつ

て、財務大臣が各国債市場特別

参加者ごとに応募限度額を定め

るものによる発行（以下「国債

市場特別参加者・第II非価格競

争入札発行」という。）

四 発行方法

五 募入決定の

方法



八 最 行 争  
 額 低 額 入  
 振 替 単 位 面 金 札 発  
 九 振 替 単 位  
 十 一 発 行 行 行 日  
 十 二 利 率  
 十 三 過 利 子  
 の 払 込 み

五 万 円

振替法の規定による振替口座簿  
 の記載又は記録は、最低額面金  
 の整数倍の金額によるものとす  
 る。平成二十六年八月二十八日  
 平成一九七七年八月二十八日  
 額面金額の総額× $\frac{17}{100}$ × $\frac{161}{365}$   
 十一年七月パーセント  
 は、募入決定の通知を受けた者  
 は、払込金額に加えて、次の算  
 式により算出した金額を第二  
 十号の規定する期日に払い込  
 むものとす。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{17}{100} \times \frac{161}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに  
 もとの記載は、記録されるもの  
 座についで記載は、前記の算式  
 により算出した金額から該金に  
 より算分した金額・三・五乗  
 じられた金額の二・三・五乗  
 を発行時にあたし、取得者  
 が非居住者又は外国に居る者  
 による場合に、前記(一)の算式  
 による算出た金額に、該算式  
 住者又は外国人の適用を受ける  
 ける所得税の税率を乗じた金額

十四 初期利子

額)を控除することができる。

平成二十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{償還金額} \times 1.7}{100} \times 1$$

十五 第二期利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する

十六 償還期限

平成二十六年三月二十日

十七 償還金額

日本銀行

十八 元利支

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成二十六年八月二十八日